

平成20年度定期監査結果

佐渡市監査委員は、定期監査の結果について、次のとおり公表しました。

佐監公表第2号

平成20年12月25日

佐渡市監査委員 清水 一次

佐渡市監査委員 金子 克己

平成20年度定期監査結果について

地方自治法第199条の規定により、定期監査を実施したので、その結果を報告します。

1. 監査の実施時期

第1期 平成20年10月6日～10月9日

第2期 平成20年11月7日～11月13日

2. 監査の対象

企画財政部（企画振興課、財政課、交通政策課）総務部（防災管財課、総務課、国体推進課）福祉保健部（社会福祉課、高齢福祉課）産業観光部（商工課、観光課）市民環境部（税務課、トキ共生・環境課）建設部（建設課）、教育委員会（学校教育課、世界遺産・文化振興課）消防本部、議会事務局、農業委員会事務局

3. 監査の方法

あらかじめ指定した様式により提出された監査資料に基づき監査を行い、必要に応じ関係書類の提出及び関係職員の説明を求め、予算の執行及び事務処理の適否について監査を行った。

4. 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に処理されていると認めたが、一部に指摘する事項もあり、軽微な内容については口頭によりその都度関係職員に対し改善または検討を要望した。重要案件は以下のとおり指摘する。

5. 指摘事項

(1) 収入未済に伴う調定事務と徴収体制の確立について

平成19年度決算審査において、未収金の増大と徴収体制の確立について意見を述べたところであるが、今回、その補完を兼ねて前年度より繰り越した未収額の調定事務について確認した。

本来、収入未済額の調定方法は、滞納繰越分については4月1日付け、19年度末に新たに発生した収入未済額は出納閉鎖期間後の6月1日付けで調定されるべきであるが、監査時点で未調定の課が1課あった。歳入時に同時調定と錯誤しているので注意されたい。

また、調定額は前年度決算における収入未済額と一致すべきであるが、異なった額を調定し後日更正した課が1課あった。これは徴収事務の基本であるので、常に正しい事務処理を心がけられたい。

佐渡市としての全庁的な徴収体制の確立については動き始めているとのことであり、先進事例等を参考に鋭意努力されたい。

(2) 未利用・未計画借地の返還について

佐渡市には借地による施設利用が各部署にわたっており、平成20年度当初予算における土地賃借料は一般会計で1億4,909万円に上っている。

今回の定期監査において、借地料を支払いながら未利用・未計画の土地が見受けられた。

一つは、両津地区の未利用・未計画用地（佐渡市が今後計画する施設用地）約4万6,334㎡で、この土地は平成4年に旧両津市が借地したものであるが、いまだ利用計画が定まっていない。

また、真野地区の砂金公園用地5,361㎡は平成2年に旧真野町が借地したものであるが、利用されず草地となっており、今後の利用も難しい状況である。

この2件はもとより、佐渡市全体で借地の状況について早期に調査確認し、このほかにも未利用・未計画の借地が存在すれば地権者の理解を得て返還されたい。

佐渡市監査委員事務局 ☎63-3112